

別表4

責任及びリスク分担

施設名：庄原市道後山高原合宿センター

項目	責任・リスク負担者		備考
	市	指定管理者	
施設・設備・備品の維持管理		○	
物価変動		○	注1
行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の変動	○		注1
施設の使用許可（減免を含む）		○	
利用料金の収受		○	
業務委託（市の方が効率的なものを除く）		○	
施設・設備の修繕	改造、増築、移設	○	注2
	小規模修繕（1件につき5万円未満）	○	注3
	小規模修繕（1件につき5万円以上）	協議	注3
	事故・火災等によるもの	協議	
備品等（I種、II種）の購入・修繕・更新 ※		協議	注2
備品等（III種）の購入・修繕・更新 ※		○	
施設利用者の被災・損害	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○
	上記以外	○	
保険加入	管理瑕疵による賠償責任保険	○	○
	建物災害共済	○	
	上記以外	○	
自然災害等の不可抗力に伴う事業の中止及びこれに伴う指定管理者の損害		協議	
引き継ぎ		○	
管理業務の中止	指定管理者の責めに帰すべき事由（事業放棄、破綻等）によるもの		○
	市の責めに帰すべき事由（市の債務不履行、施設の廃止等）によるもの	○	
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	○		

この表中の分担について疑義が生じた場合又は表中に定めのない事項で必要がある場合は、市と指定管理者が協議するものとする。

注1：社会経済情勢の大幅な変動があった場合や市の求めに応じ指定管理者が実施する業務を変更した場合等は、市と指定管理者の協議により増額又は減額できるものとする。協議が整わない場合は、市が金額を決定できるものとする。

注2：基本的には市の負担とするが、指定管理者による負担も認める。

注3：年度中の修繕費が指定管理料の修繕費の範囲を超える場合、それ以降の修繕についてはその都度市との協議を必要とする。

注4：市が加入する賠償責任保険は、身体賠償が1名につき5,000万円、1事故につき5億円、財物賠償が1事故につき1,000万円を支払限度額とする。内容によっては、指定管理者の負担となることがあるので、指定管理者は十分な検討を行い、必要があれば任意で加入すること。

※備品等（I種） … 市が指定管理者に無償で貸与する備品

備品等（II種） … 指定管理者が任意で指定管理料により購入、又は調達した備品

備品等（III種） … 指定管理者が任意で自己の費用により購入、又は調達した備品